

## ○木曾クリーンセンター職員の勤務時間等に関する規則

〔平成29年11月27日  
規則第15号〕

### （目的）

第1条 この規則は、木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成12年条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、木曾クリーンセンターに勤務する交代制職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休暇等について必要な事項を定めることを目的とする。

### （勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、条例第2条第1項の規定にかかわらず、変形労働時間制によるものとし、1日の勤務時間は原則として7時間45分とし、1週間の勤務時間は、1箇月を平均して38時間45分とする。

### （勤務時間等の割振り）

第3条 職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表に定めるとおりとする。

- 2 所長は、7時間45分を超えて勤務させる場合は条例第3条第1項の規定により、所定の休憩時間を勤務時間内に与えるものとする。
- 3 休憩時間は、職務上別表により難いときは、休憩時間を変更して取ることをとする。

### （週休日及び休日）

第4条 所長は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）及び条例第6条第1項に規定する休日を条例第2条第5項の規定に準じて当該年度内に振り替えるものとする。

### 附 則（平成29年11月27日規則第15号）

この規則は、平成30年1月4日から施行する。

## 別表

| 職員の範囲                  | 勤務形態 | 勤務時間          | 休憩時間          |
|------------------------|------|---------------|---------------|
| 事務職員<br>不燃ごみ処理施設<br>職員 | 昼間勤務 | 8時30分～17時15分  | 12時00分～13時00分 |
| 可燃ごみ処理施設<br>職員         | 早出勤務 | 7時00分～15時45分  | 12時00分～13時00分 |
|                        | 昼間勤務 | 8時30分～17時15分  | 12時00分～13時00分 |
|                        | 遅出勤務 | 10時15分～19時00分 | 13時00分～14時00分 |